

# ▷▷ 守りたい お互いの人権 ◀◀

## 人権擁護委員は あなたの相談相手

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

### 仕事は

- みなさんの人権が侵されないように監視すること
- もし、人権を侵害された人がいた場合には、相談相手になって救済すること
- 人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発につとめること

### 町の人権擁護委員

地区名	氏名	電話番号
日吉	久保田 恭 尊 (宝米)	⑧51360
南条	深田 正治 (虫生)	⑧51039
東陽	越川 鍊三 (橋場)	⑧40337
	浅野 肇 (入)	⑧40475
白浜	椎名 弘明 (関)	⑧40522

### 毎月第3水曜日は 人権相談の日

時間 午後1時～3時  
場所 町民会館 A会議室  
相談日 6/19・7/17・8/21・9/18・  
10/16・11/20・12/11(第2)  
1/16・2/19・3/19

人権擁護委員制度をご存知ですか。6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

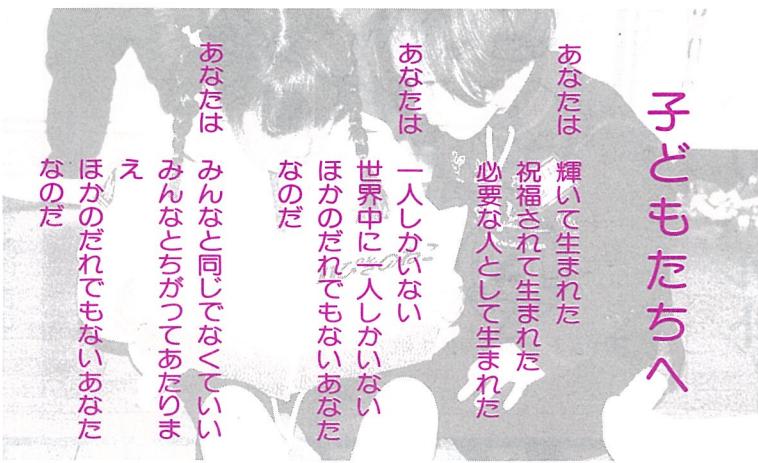
あなたの人権は守られていますか。  
他人の人権を侵害していませんか。  
人権の番人の機関が誕生しました。これが人権擁護委員制度の始まりです。

昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日には、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として、人間が人間らしく生きる大切な権利を守るために努力していく

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として、人間が人間らしく生きる大切な権利を守るために努力していく

人間はだれでも幸福な生活を送る権利をもつっています。  
これが人権です。

### 子どもの人権を守ろう！ ～いじめをしない・させない・見逃さない～



子どもの人権問題は、いじめ、体罰など依然として深刻な状況です。特に「いじめ」については、自殺事件が相次いで発生し、その態様も陰湿、執拗なものが多く大きな社会問題です。いじめは、どの学校にも、どの子にも起ころうことです。私の子に限つて絶対に無いとは言い切れないのです。いじめは、いじめている子どもはもとより、いじめを止めない者や見逃している者の問題もあります。次代を担うかけがえのない子供たちの命と人権を守るために、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して取り組んでいます。